

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		3,061	190,407,274
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		123	2,807,078
債 務 控 除 額		1,643	16,023,182
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		361	1,266,039
課 税 価 格		3,079	178,457,209
相 続 税 額	算 出 税 額	3,021	19,521,571
	2 割 加 算 額	198	206,255
	計	3,021	19,727,826
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	97	66,825
	配 偶 者	497	5,415,291
	未 成 年 者	62	17,295
	障 害 者	65	51,175
	相 次 相 続	90	188,932
	外 国 税 額	-	-
	計	781	5,739,518
差 引 税 額		2,627	13,988,308
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		39	99,508
小 計		2,624	13,888,800
農 地 等 納 税 猶 予 額		16	221,498
株 式 等 納 税 猶 予 額		8	434,782
申 告 納 税 額	納 付 税 額	2,615	13,274,068
	還 付 税 額	25	41,548
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,037	84,780,000

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成17年分	3,252	199,525,378	24,958,601	8,552,172	2,750	15,680,149	1,061
平成18年分	3,149	210,482,891	32,086,939	7,699,692	2,679	23,847,085	1,026
平成19年分	3,207	195,238,293	24,369,045	8,163,704	2,769	15,774,480	1,045
平成20年分	3,146	195,536,585	24,582,641	7,886,531	2,693	16,441,858	1,055
平成21年分	3,079	178,457,209	19,727,826	5,739,518	2,615	13,274,068	1,037

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
熊本西	278	14,670,976	234	973,730	92
熊本東	409	22,681,708	343	1,704,582	137
八代	85	4,022,301	71	220,139	27
人吉	11	706,390	7	39,123	5
玉名	52	2,653,940	45	142,478	20
天草	32	1,536,417	27	48,484	11
山鹿	51	3,051,088	41	193,904	17
菊池	64	3,552,159	51	188,883	22
宇土	40	1,877,438	34	47,270	16
阿蘇	16	852,725	15	145,548	4
熊本県計	1,038	55,605,142	868	3,704,141	351
大分分	373	23,043,484	323	1,954,956	129
別府	90	4,942,230	73	312,258	35
中津	20	1,473,066	19	166,770	7
日田	83	3,813,886	73	291,365	20
佐伯	28	1,793,254	25	101,370	11
臼杵	11	471,178	9	8,165	4
竹田	12	583,444	10	21,125	4
宇佐	32	2,847,603	29	445,010	11
三重	8	346,227	7	9,856	3
大分県計	657	39,314,372	568	3,310,875	224
宮崎崎	348	24,720,573	296	2,297,191	114
都城	91	4,277,650	74	154,802	33
延岡	105	7,344,968	86	542,600	36
日南	10	727,479	9	46,327	4
小林	26	1,549,935	23	96,515	9
高鍋	18	1,184,070	17	121,984	6
宮崎県計	598	39,804,675	505	3,259,419	202
鹿児島島	460	24,888,924	397	1,701,148	155
川内	54	2,985,400	42	189,278	18
鹿屋	31	2,384,060	26	191,846	12
大島	40	2,293,361	36	195,118	9
出水	28	1,755,853	27	185,261	7
指宿	19	1,748,426	12	156,679	7
種子島	7	665,318	7	59,737	2
知覧	26	1,101,260	21	28,462	10
伊集院	19	700,286	17	21,543	5
加治木	80	3,864,124	69	181,421	27
大隅	22	1,346,008	20	89,140	8
鹿児島県計	786	43,733,020	674	2,999,633	260
総計	3,079	178,457,209	2,615	13,274,068	1,037

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 3,082	千円 178,341,965	人 2,618	千円 13,322,576	人 1,037
	修正申告額による増差額	54	368,683	77	29,413	39
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	31 △	253,439	44 △	77,921	23
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,079	178,457,209	実 2,615	13,274,068	実 1,037
過 年 分	申 告 額	115	4,169,653	105	163,753	47
	修正申告額による増差額	910	9,847,125	1,324	1,505,442	487
	更正による増差額	5	157,592	5	27,906	3
	更正等による減差額	117 △	1,521,188	154 △	564,344	75
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,134	12,653,182	実 1,555	1,132,757	実 542
合 計	申 告 額	3,197	182,511,618	2,723	13,486,329	1,084
	修正申告額による増差額	964	10,215,808	1,401	1,534,855	526
	更正による増差額	5	157,592	5	27,906	3
	更正等による減差額	148 △	1,774,627	198 △	642,265	98
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,213	191,110,391	実 4,170	14,406,826	実 1,579

調査対象等： 「本年分」は平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成20年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年11月1日から平成22年6月30日までの間の申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を除く。）又は処理（更正、決定等）による課税実績を、平成19年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	6	205	10	1,216	-	-
過 年 分	917	121,305	127	17,597	78	53,769
合 計	923	121,510	137	18,812	78	53,769

5 - 2 相続財産価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人の数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	275	22,378,296	970,955	171,418	296,057	638
1 億円超	518	71,165,971	936,490	604,546	2,769,092	1,747
2 "	126	30,497,191	413,448	160,129	2,443,039	448
3 "	94	35,421,692	269,545	243,155	4,266,110	362
5 "	12	6,668,055	85,200	38,032	1,094,026	51
7 "	7	5,597,397	118,440	16,500	830,998	28
10 "	5	6,613,363	13,000	29,000	1,623,255	19
20 "	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,037	178,341,965	2,807,078	1,262,780	13,322,576	3,293

調査対象等：平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	6	54	97	82	36	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	36	83	173	143	47	27	3	3	-	-	1
2 "	-	3	24	37	43	11	3	1	2	2	-	-
3 "	1	1	12	27	30	12	7	1	-	3	-	-
5 "	-	-	1	4	3	2	-	1	1	-	-	-
7 "	-	-	-	4	-	2	1	-	-	-	-	-
10 "	-	-	1	1	2	-	1	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9	94	218	328	257	74	39	6	6	5	-	1

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
		人	千円
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	285	4,717,059
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	337	7,729,548
	宅地（借地権を含む。）	944	62,195,816
	山林	323	978,961
	その他の土地	303	4,452,575
	計	実 960	80,073,959
家屋、構築物		911	13,280,927
事業（農業）用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	127	250,973
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	26	83,484
	売掛金	42	134,856
	その他の財産	90	536,645
	計	実 189	1,005,958
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	244	9,152,707
	同上以外の株式及び出資	521	6,622,070
	公債及び社債	235	5,502,825
	投資・貸付信託受益証券	232	3,232,014
	計	実 688	24,509,616
現金、預貯金等		1,026	42,112,639
家庭用財産		768	458,592
その他の財産	生命保険金等	266	10,221,291
	退職金及び功労金等	112	4,408,242
	立木	120	110,268
	その他	890	14,147,878
	計	実 921	28,887,679
合計		実 1,034	190,329,370
相続時精算課税適用財産価額		91	2,807,078
債務		924	13,900,979
葬式費用		997	2,156,284
計		実 1,017	16,057,263
差引純資産価額		実 1,036	177,079,185
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		204	1,262,780
課税価格		実 1,037	178,341,965

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合の除く。）について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。